

共済相談所規程に関する細則

(目 的)

第 1 条 この細則は、「共済相談所規程」(以下「規程」という。)第 8 条の規定にもとづき、相談業務、苦情解決支援業務および紛争解決支援業務の処理手続に関し、所長が必要な事項を定めるものである。

(紛争解決支援業務に関する利用契約を締結している細則に定める団体)

第 2 条 共済相談所規程第 8 条、裁定手続規則第 5 条および仲裁手続規則第 5 条に規定する紛争解決支援業務に関する利用契約を締結している細則に定める団体は、以下のとおりとする。

- (1) 全国共済農業協同組合連合会
- (2) 全国労働者共済生活協同組合連合会
- (3) 日本コープ共済生活協同組合連合会
- (4) 全国大学生協共済生活協同組合連合会
- (5) 全国共済水産業協同組合連合会
- (6) 全日本火災共済協同組合連合会
- (7) 全国トラック交通共済協同組合連合会
- (8) 全国自動車共済協同組合連合会

(改 廃)

第 3 条 この細則の改廃は、所長が行うものとする。

(付 則)

- 1 この細則は、平成 22 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 この細則の変更は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 3 この細則の改正は、一般社団法人日本共済協会の設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。
- 4 この細則の改正は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。